



はんざいひがいしゃとうじんけん 犯罪被害者等の人権

【基礎編】

むせきにん

無責任なうわさは…



犯罪被害者等*を理解し、ともに支え合う社会をめざして

犯罪被害者やその家族は、ある日突然、犯罪などにより身体を傷つけられたり、家族の命を奪われるなどの直接的な被害を受けるだけでなく、被害後に生じるさまざまな二次的被害にも苦しめられています。犯罪被害者やその家族が、一日も早く平穏な生活を取り戻すことができるよう、地域や社会全体で支えていくことが大切です。

*犯罪被害者等：犯罪等により被害を受けた者およびその家族または遺族をいいます。



はんざいひがいしゃとうしえんとりくみけいか 犯罪被害者等支援のための取組経過

1980年(昭和55年)の「犯罪被害者等給付金支給法」の制定により、犯罪被害給付制度が創設されたことが、犯罪被害者支援のための施策のはじまりといわれています。その後、警察庁における被害者対策要綱(1996年(平成8年))の策定や検察庁における被害者等通知制度(1999年(平成11年))が導入され、2004年(平成16年)12月には「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等施策の推進の基本的な方向が定めされました。その後、4次にわたり「犯罪被害者等基本計画」(最終改定:2021年(令和3年)3月)が策定されています。

はんざいひがいしゃとうかかものんじてきひがい 犯罪被害者等の抱えるさまざまなもの問題(「二次的被害」)

- ・事件による精神的ショックや身体の不調
- ・医療費の負担や失職、転居などによる経済的困窮
- ・捜査や裁判による精神的、時間的負担
- ・周囲の人々の無責任なうわさや過剰な取材、報道によるストレスなど

はんざいひがいしゃとうきほんほうきほんりねん 犯罪被害者等基本法の基本理念

- ・犯罪被害者等は、個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利を有する。
- ・被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる。
- ・再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う。

はんざいひがいしゃとうささ 犯罪被害者等を支えるために

犯罪被害者等が犯罪の被害から立ち直り、地域での平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、警察や行政機関、民間支援団体などの関係機関が連携して、各種の制度を有効に活用するのはもちろんのこと、私たち一人ひとりも犯罪被害者等の状況を理解し、地域全体で見守り、支えていくことが重要です。

けいさつ 警察では

犯罪被害者給付制度、被害者連絡制度、再被害防止・保護対策、被害者カウンセリング制度、捜査段階での負担軽減対策、初診料等の公費負担など

しょくほう 司法では

刑事手続への犯罪被害者参加制度、国選弁護人制度、日本司法支援センター(法テラス)による相談・情報提供など

けんしちょう 県・市・町では

相談窓口の設置、カウンセリングの実施、各種福祉制度による生活支援、犯罪被害者等支援に関する広報・啓発など

みんかんしえんданたい 民間支援団体では

面接相談・電話相談の実施、付き添い・書類作成などの直接的支援など



犯罪被害者等基本法の制定および犯罪被害者等基本計画の策定を受け、2007年(平成19年)に「滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針」を策定し、関係部局が連携して支援施策を推進してきました。

2018年(平成30年)4月に「滋賀県犯罪被害者等支援条例」を施行し、同年10月には「滋賀県犯罪被害者等支援推進計画」(最終改定:令和4年3月)を策定しました。犯罪被害者等が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、県民、事業者、関係機関・団体の一人ひとりが犯罪被害者等の立場を理解し、県民総ぐるみにより犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援に取り組み、犯罪被害者等を社会全体で支えることで、安心して暮らしていくことができる滋賀の実現を目指しています。